

美幌町自治基本条例の見直しについて

- ① 諒問とは・・・一定の機関や有識者に対して、ある問題について意見を尋ね求める事。
- ② 答申とは・・・問い合わせに対して意見を申し述べること。特に諒問機関が、諒問を受けた事項について行政官庁に意見を具申すること。

美幌町自治基本条例

(条例等の見直し)

第 48 条 町長は、この条例の施行の日から 4 年を越えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美幌町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

(美幌町自治推進委員会)

第 49 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、町長の諒問に応じて審議を行い答申するものとします。

3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。

(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項

4 推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織します。

5 委員の任期は 2 年とし、2 回まで再任することができます。

6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。